

議長／おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1．第64号議案 平成25年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

上田一般会計決算審査特別委員長

上田一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成26年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成26年11月4日から6日までの、3日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました、第64号議案 平成25年度武雄市一般会計決算認定について以上の事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約いたしました。

第1．審査の経緯を踏まえて、事業の内容については検証するとともに、今後とも研究、検討を重ねられたい。

第2．決算審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。

以上ご報告いたします。

議長／特別委員長に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第64号議案 平成25年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。

23番 江原議員

江原議員／平成25年度武雄市一般歳入歳出決算に、反対の討論を申し上げます。

歳出の中の教育の中で、ひとつ、図書館・歴史資料館、指定管理料1億1000万円の支出に反対であります。

2つに、反転授業のために支出されたタブレット購入費1億2298万7550円、無線LANネット工事と合わせまして1億8472万7550円の支出に反対であります。

3 つめに、学力テスト導入のための検査委託料 453 万 8380 円の執行に反対いたします。
この間、武雄市の教育行政が市長による政治が、教育に介入する姿が、あまりにも顕著であり見過ごすことができません。

私は市民とともに、憲法の基本権利にもとづいた理念を掲げ、教育の目的であります人格の完成を目指す教育のために取り組むことを述べて、今決算の反対討論にかえるものであります。

以上です。

議長／3 番 朝長議員

朝長議員／おはようございます。

それでは、第 64 号議案について賛成の立場で討論をさせていただきます。

そもそも先ほど複数、反対の理由が述べられましたけれども、決算認定というのは議決のとおり予算が執行されているかどうかを見るものであり、政策の良し悪しについて議論するものではないと考えております。

そういう観点からすると、政策に対する意見というのは、提言や意見として執行部に委員会の際に伝えれば済むことであり、なんらその議案を否決する理由にはあたらないと考えております。

以上の理由により賛成すべきと考えます。

ご賛同よろしく申し上げます。

議長／他に討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定されます。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり否決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 64 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 2. 第 62 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 12 第 73 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、11 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

浦特別会計等決算審査特別委員長

5 番 浦議員

浦特別会計等決算審査特別委員長／おはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 26 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成 26 年 11 月 10 日から 12 日までの 3 日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました 11 件の決算認定議案のうち、第 62 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計決算認定について、以下、年度は省略いたします。

第 67 号議案 武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について

第 68 号議案 武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について

第 69 号議案 武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について

第 70 号議案 武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について

第 71 号議案 武雄市競輪事業特別会計決算認定について

第 72 号議案 武雄市給湯事業特別会計決算認定について

以上の 7 件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第 63 号議案武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 65 号議案 平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 66 号議案 平成 25 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 73 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 4 件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、集約しましたのでご報告いたします。

全体的なものとして事業の推進にあたっては、財政的、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

そして個別には、水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、合わせて、有収率向上のため、老朽管については計画的な改修に努められたい。

工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、今後とも健全な運営のために鋭意努力されたい。

後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のために鋭意努力されたい。

農業集落排水事業、公共下水道事業、戸別浄化槽事業の 3 つの特別会計については、接続率の向上に努められたい。

土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき、着実な事業の推進に努められたい。

競輪事業特別会計については、売上げ増並びに収益確保に努められたい。

給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進については、更に努められたい。

決算日程終了後、大同メタル工業の進出に関する朗報があったことは、皆さんご存じのとおりだと思います。

このように申し述べております。

以上で報告を終わります。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 62 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 62 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案 平成 25 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／第 63 号議案 平成 25 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、これまでも申し述べてまいりましたが、一般会計からの繰入金 5400 万円の見直しを求めて、反対の討論といたします。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／おはようございます。

第 63 号議案 平成 25 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について賛成の立場から討論いたします。

本件は、決算審査でございます。

先ほど申されました、5400 万円の一般会計の補助金の見直しであります、今年度は 5000 万であります。

先ほど、委員長報告にもありましたが、これからの課題として販路拡大に取り組むということが、いかに行われるかどうかと思います。

先日、武雄北方工業団地、12 ヘクタールに、大同メタル工業が進出することが決定しました。

この企業はどのくらいの工業用水を使うかまだわかりませんが、このような努力があつてこそ、改善されていくんだと思います。

冒頭にも言いましたが、本件は決算認定であります。

そういった中で、工業用水道会計には、何ら不備なく努力も見られることから、議員各位の賛同をよろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 63 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案 平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／平成 25 年度、国民健康保険決算につきまして反対の討論を申し上げます。

歳入で、12.9%の保険料の値上げが行われてます。

払いたくても払えないとの悲鳴の声であります。

市としてもさらなる一般会計からの繰り入れを実施すべきこと、そのためにも、国や政府にその市民の声をあげて、安心してかけられる国民簡易保険制度の充実を求めなければならないと申し上げ反対の討論といたします。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／第 65 号議案 平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定に、賛成の立場から、討論をいたします。

国保財政は、厳しい状況であるということは十分にわかっております。

しかし、これを見直すとなれば、ほかの政策にもいろんな影響を及ぼし、全体的なバランスを考えて、今後の課題としていろんな取り組みをされることと思います。

また広域化、将来の方向性など、大いに論議することはあることとお思います。

本件は、国保会計の認定決算であります。

そういった中で、国保会計の内容自体にはなんら不備はなく、努力もされてるいることとお思います。

議員各位の賛同を宜しくお願い申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案 平成 25 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

23 番 江原議員

江原議員／平成 25 年度武雄市後期高齢者医療特別会計の決算につきまして、反対の討論を申し上げます。

本決算につきましては、保険料が払えない保険者がでています。

まさにこの制度が矛盾が持っていることの証ではないでしょうか。

この制度は廃止されるべきものとして、反対の討論にかえます。

議長／4 番 山口等議員

山口等議員／第 66 号議案 平成 25 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど反対討論も言われましたが、るる言われましたけども、そのような制度上の問題であり、今回は、本件は決算認定であります。

そのような中で、医療会計の内容自体には不備もなく、努力もされております。

ぜひ議員各位の賛同をよろしく願います。

議長／討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案 平成 25 年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案 平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論

を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案 平成 25 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 72 号議案 平成 25 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 73 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

23 番 江原議員

江原議員／平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計の決算について、これまでも申し上げてまいりましたが、敷地内の 5300 万円の市道工事費は、用地代に含めることを訴えてまいりましたが、以上を申し上げ、反対の討論といたします。

議長／4番 山口 等議員

山口等議員／第73号議案 平成25年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

現在の武雄北方インター工業団地の分譲価格については、用地費や工事等にかかる整備費に記載の支払い不足分を加えて決算をされております。

分譲価格は、企業誘致を有利に進めていく上で、重要な要素の1つであり、工業団地を整備する際に、整備費用の抑制につとめて、目標の坪5万円を切り、坪4万6000円になっていると、担当課から聞いております。

市道延長等に関わる工事請負費に対する、市負担2650万の分譲価格に反映すると、今後の起業の誘致に関わる条件が、悪化するような要因にもなることから、武雄市の負担については、工業団地の第一号として分譲をする必要な経費であり、今後、市民の雇用の創出、関連企業等の活気効果、市の税収増が期待されます。

みなさんご存知のとおり、先日、世界最大手の大同メタル工業が、工業団地内に進出することが決定しました。

このことで多くの雇用が望まれることだと思います。

これも、県、市などの担当者の努力があったからだと思います。

以上のことから、賛成討論といたします。

議員各位のご賛同よろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより第73号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

よって、第73号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第13. 第77号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第77号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

討論をとどめます。これより第 77 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、第 77 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 14. 第 78 号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 15. 第 79 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 16. 第 80 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 17. 第 81 号議案 武雄市保育の実施に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 18. 第 82 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 19. 第 83 号議案 武雄市立小中学校施設使用条例及び武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 20. 第 84 号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 21. 第 85 号議案 武雄市モノレール「スカイバス」設置条例を廃止する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／スカイバスさんも***ということで廃止はいいと思うんですけども、そのあとについて何か考えてあるのか、いまはとりあえず廃止するということで、撤去まで考えているのか、撤去も考えていないのか、ちょっとその辺についてお聞きします。

議長／北川営業部長

北川営業部長／土地の利用につきましては、保養村会、あるいは保養村協力会と十分協議をしながら振興策について協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 22. 第 86 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 5 回)を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 23. 第 87 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 24. 第 88 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25. 第 89 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 26. 第 90 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 27. 第 91 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 28. 第 92 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 29. 第 93 号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてから、日程第 35. 第 99 号議案 武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定についてまでの、7 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾政策部長

松尾政策部長／おはようございます。第 93 号議案から第 99 号議案まで一括して補足説明を申します。

公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

議案集その 2 の 10 ページをごらんいただきたいと思います。

このうち、第 98 号議案までの 6 件の施設につきましては、現在、指定管理者の指定を行っておりますが、来年 3 月 31 日をもって指定管理期間の終了となりますので、地方自治法及び本市条例の定めるところにより、あらためて選定をいたしたいと考えております。

この 6 件につきましては、いずれも地域と密接に関係があり、現在適切に運営されているということから、条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、指定管理者の候補を非公募といたしました。

議案集その 2 の 10 ページ、体育施設につきましては武雄市体育協会、12 ページ、勤労者福祉会館につきましては武雄市勤労者福祉協議会、13 ページ、川古の大楠公園につきましては若木町まちづくり推進協議会、14 ページ、竹古場キルンの森公園につきましては竹木場キルンの森公園運営協議会、15 ページ、矢筈ダム広場につきましては西川登町まちづくり推進協議会、16 ページ、特産品等展示販売飲食施設につきましては黒髪の里運営協議会をそれぞれ引き続き候補者として選定し、議会の議決をお願いするものでございます。

指定の期間につきましては、平成 27 年 7 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間といたしております。

人材の確保、雇用の安定化、機材等のリース期間、あるいは全国的な指定期間の長期化の傾向にならって、今回は指定期間を現行の 3 年から 5 年間ということで見直しをしています。

つづきまして、第 99 号議案 武雄市営住宅及び共同施設並びに武雄市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定についてでございますが。

議案集その 2 の 17 ページをご覧いただきたいと思います。

今回あらたに地方自治法第 224 条の 2、第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

平成 26 年 9 月 24 日から 1 カ月間により公募を行いました結果、2 件の申請がございました。

候補者の選定にあたりましては、指定管理候補者選定委員会を設置をいたしまして、資格

審査、書類審査を行い、委員の採点の結果、合計点が最も大きかった者を指定管理候補者として決定をいたしております。

指定管理者となる相手方につきましては、五光建設株式会社です。

指定の期間につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から、平成 32 年 3 月 31 日までの、5 年間といたしております。

管理対象となる施設につきましては、武雄市営住宅及び武雄市特定公共賃貸住宅でございます。

主な管理業務につきましては、入居者の管理及び施設の維持保全業務等を行っていただくということにいたしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 93 号議案から第 99 号議案までの 7 議案に対する一括質疑を開始いたします。

13 番 吉川議員

吉川議員／指定管理者の件で、93 号議案ですね。

白岩体育館の件でございますけれども、これまでいろんな利用者の方々之苦情が入ってきております。

具体的に申しますと、バドミントンでありますけれども、昼間の練習のときに、バドミントンというのは、風とか光をもの凄く嫌うんです。

そういう状況の中で、昼だからということで、カーテンを閉めてやるんですが、照明を点けてくれないといった苦情等があつて、それがなかなか改善されていません。

そういうことで、ぜひこの 5 年間また継続をすることありますが、こういった住民の皆さん、利用者の皆さんの要望といったものを十分に協議して改善をすべきだと思います。

その点についてはどのように考えられているのかお尋ねします。

議長／井上教育部理事

井上教育部理事／お答えします。

いまご指示いただきました件につきまして、とくにバドミントンの電気の点灯について、前もってご意見を頂戴しておりましたので、すぐにその点については体育館と調整して、実態把握しますとともに、今後カーテンを閉めたときには電気を付けるようにと、うかがっておりますので、指導等しています。

そのほかにも、今後 5 年間の指定管理については、利用者からのご指摘のとおり、利用者のご意見を頂戴しながら、前向きに対処していきたいという形で、指定管理者と十分に話し合いをしていきたいと思っています。

以上でございます。

議長／ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

第 93 号議案は総務文教常任委員会に、第 94 号議案から第 96 号議案までと、第 98 号議案は産業経済常任委員会に、第 97 号議案、第 99 号議案は建設常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

日程第 36. 第 100 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算(第 6 回)を議題といたします。

第 100 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 37. 第 101 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 回)から
日程第 41. 第 105 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計補正予算(第 1 回)までの 5 議案を一括議題といたします。

第 101 号議案から第 105 号議案までの 5 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

第 101 号議案は福祉常任委員会に、第 102 号議案、第 103 号議案と第 105 号議案は建設常任委員会に、第 104 号議案は産業経済常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。